

令和 年度分 市民税・県民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

				※宛名番号		
能代市長 殿 提出年月日		現住所				
		1月1日現在の住所				
		フリガナ氏名		個人番号		
年	月	日	生年月日	大・昭 平・令	電話番号	

1. 確定申告した上場株式等の所得

(確定申告書の第一表所得金額等「配当」及び第三表所得金額「上場株式等の配当等」「上場株式等の譲渡」を転記してください。
また、第二表住民税・事業税に関する事項「配当割額控除額」または「株式等譲渡所得割額控除額」を転記してください。)

		所得額	配当割額控除額または 株式等譲渡所得割額控除額 (住民税の特別徴収税額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

※対象となる配当所得等及び譲渡所得は、所得税15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税5%の合計20.315%の税率で源泉徴収されているものです。所得税20.42%を源泉徴収されているもの及び源泉徴収されていないものは対象ではありません。

2. 住民税における課税方式の選択 (いずれかにチェックしてください。)

- ☐ 上記の所得について、住民税では申告しません。
- ☐ 上記の所得について、住民税では下記の所得として申告します。

		所得額	左の欄に係る配当割額控除額 または株式等譲渡所得割額控除額 (住民税の特別徴収税額)
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

《提出にあたって》

この申告書を提出する際は、以下の書類の写しを添付してください。

- (1) 確定申告書(所得の内訳書を含む)の控え
- (2) 株式等の取引明細がわかるもの(特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書等)
- (3) 個人番号確認書類及び本人確認書類(マイナンバーカード等)

※ 納税通知書が送達されるまでに提出してください。送達後の提出は無効となります。

《保険料等への影響について》

住民税で申告することを選択した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得(源泉徴収を選択した特定口座分)は、その年度の合計所得金額・総所得金額等に当該所得額が含まれるため、扶養控除等の適用、住民税の非課税判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の金額、医療費の負担割合、各種手当等の給付判定などに影響する場合があります。